



新規登録について

| Q : 質問 | A : 回答 |
|---|--|
| マナブルとは何ですか。 | 受講者本人や施設代表者が、研修の申込や受講料の支払い、オンライン研修の受講、受講管理等を行うための研修管理システムです。 |
| 「施設代表者アカウント」と「個人アカウント」、は何ですか。 | <p> ≪施設代表者アカウントとは≫ 施設で取りまとめて申し込みや支払い、受講の管理ができるアカウント </p> <p> ≪個人アカウントとは≫ 個人が研修申込から受講までに使用するアカウント ・個人申込・受講決定確認・支払い・課題提出・出欠確認 ・ライブ配信研修時のZoom入室 等 ※施設で取りまとめて申し込みをされる場合は施設代表者アカウントを取得してください。 </p> |
| 「施設代表者アカウント」を取得したい場合はどうしたらよいですか。 | <p> 「マナブル施設登録依頼用紙」を島根県看護協会事務局までご提出ください。 </p> <p> 「仮メールアドレス」「仮パスワード」を発行いたしますので、発行されましたら実際に使用するメールアドレスとパスワードに変更してご利用ください。 </p> <p> ＊施設代表者向け操作マニュアル（島根県看護協会1.0版）P4～P10をご覧ください。 </p> |
| 「施設代表者アカウント」と「個人アカウント」は同じメールアドレスで登録できますか。 | <p> 1つのメールアドレスに対して複数のアカウントの登録はできません。 </p> <p> 施設代表者ご自身が研修に申し込みをする際は「施設アカウント」とは別に受講者「個人アカウント」の利用者登録が必要となります </p> |



研修等の申し込みについて

| Q : 質問 | A : 回答 |
|---|--|
| 施設で取りまとめて研修に申し込むことは可能ですか。 | 「施設代表者アカウント」で、所属している個人を取りまとめて申し込みできます。ただし、必ず受講申込の個人のマナブル利用登録（個人アカウントの取得）が必要です。 |
| 職員の名前が出てこないのはなぜですか。 | 以下をご確認のうえ、ご不明な場合は島根県看護協会までお問い合わせください。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 看護協会の会員の場合は、職員の看護協会入会、または移動の手続きが間に合っていない。 2) 既に個人、あるいは施設申込で該当の研修に申し込んでいる。 3) 「検索」で入力した職員の氏名が一致していない（漢字等が一致しているかご確認ください） |
| 施設代表者アカウントからまとめて申し込みをした場合、受講決定通知メールは、「施設代表者」「個人」それぞれに届きますか。 | それぞれに届きます。 また、施設代表者・個人とも「メンバーの研修」から受講予定の研修の確認ができます。 |
| 施設に所属する職員が「個人申込」をした場合、結果等の通知は「施設代表者」にもとどきますか。 | 通知メールは個人にのみ届きます。 ただし、施設代表者アカウントにて職員個人の申込状況や、受講料の支払い状況もご確認いただけます。 |
| 施設で取りまとめて申し込む場合、マナブルに登録していない職員も申し込むことができますか。 | できません。受講するには必ずマナブルへの利用者登録が必要です。施設で取りまとめて申し込む際も、個人の利用者登録をお願いいたします。 |
| 受講者をキャンセルするにはどうしたらよいですか。 | 申込みの締め切り前であれば、「申込履歴」よりキャンセルできます。申込みの締め切り後の場合は島根県看護協会へご連絡ください。 ＊施設代表者向け操作マニュアル（島根県看護協会1.0版）P39をご覧ください。 |



研修等の申し込みについて

| Q : 質問 | A : 回答 |
|---------------------------------------|---|
| 職員が誤って個人で申し込みをしてしまった場合、施設申込に変更ができますか。 | 島根県看護協会までご連絡ください。 |
| 自施設の職員がマナブルに登録しているか確認できますか。 | 「施設設定」をクリックしたのち、施設名をクリックしていただくと登録しているメンバーが表示されます。 |

支払いについて



| Q : 質問 | A : 回答 |
|------------------------------------|--|
| 施設で申し込みをした場合、施設で取りまとめた支払いしかできませんか。 | 施設で取りまとめた支払うか、個人による支払いかを個別に選択できます。 個人による支払いの場合は個人アカウントより支払いをお願いいたします。 |
| 支払い方法の変更は可能ですか。 | 申込期間終了後の支払い方法の変更はできません。 申込み期間中であれば島根県看護協会までご連絡ください。 |
| 領収書は発行できますか。 | 発行可能です。 領収書の発行は1回のみ 可能ですのでお取扱いにご注意ください。 * 施設代表者向け操作マニュアル (島根県看護協会 1.0版) P37をご覧ください。 |
| 請求書は発行できますか。 | 発行可能です。 * 施設代表者向け操作マニュアル (島根県看護協会 1.0版) P38をご覧ください。 |